

農業振興部公共事業等評価シート

				NO	北川-1
事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業	地区名	北川	市町村名	北川村
事業期間	平成30年度～33年度	事業主体	高知県		
総事業費	200,000千円	負担割合	(国) 62.5% (県) 27.5% (村) 10.0%		

◇ 事業概要

①対象者（受益者）

受益面積 (ha)			受益者 (戸)
田	畑	計	
1.9	4.5	6.4	38

②目的

北川村では、平成27年12月に「北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を制定し、主要産物である「ゆず」を中心とした収入の得られる農業の構築を基本目標に掲げ、村の存続に向けて取り組みを進めている。

しかしながら、地形条件の悪い中山間地域においては、生産基盤の整備が進まず担い手の育成も進まない状況となっている。

そこで、本事業を導入して生産基盤を整備することにより、農家の作業負担を軽減し、さらに、新規就農者及び移住促進環境の整備と併せて、地域の農業産地の維持及び発展を図る。

③整備手法（事業内容）

事業内容

工種区分		工事内容	工事費 (千円)	
生産基盤整備	区画整理	整地工	区画整理 A=6.4ha	180,000
		計		180,000
		測量試験費他	実施設計、換地、移転補償	20,000
	計		200,000	

担い手育成対策

現況	目標
兼業農家 平均40a	⇒ 専業農家 80～100ha (既40a+追加40～60a)
※参考 新規就農者 (H24～H28) 9人	⇒ 新規就農者確保 2人 (U・I・Jターン)
農業生産法人の営農面積 7.0ha	⇒ 農業生産法人の営農面積 8.0ha

1 対象者とそのニーズ

①現状と課題

○現状

北川村は、村の中心に奈半利川が流れており、面積の95%が森林である。このような地形であるが、急峻で狭小な農地でも栽培が出来る「ゆず」を古く中岡慎太郎が奨励したと言われ、かつては県内一の産地であったこともある。しかし、近年では人口減少や高齢化に伴う農作業者の減少により、遊休農地が進む状況である。

○課題

1. 急峻で狭小な農地のため、機械化が進まない。
2. 農業従事者の高齢化が進む中、新たな担い手の育成がされていない。
3. ゆずの需要に見合うだけの供給（生産）が追いついていない。
(昨年度、過去2番目の大豊作 需要に対して供給は70%、更に輸出は年々増加)

②解決方法

○解決手法

1. 基盤整備することで、作業機械の導入が可能となり、作業軽減が可能となる。
2. 農地中間管理権の設定により、担い手がまとまった農地での営農が可能となる。
3. 生産量の増が見込め、より多くの受注が可能となる。

③未対策の場合の影響

機械化が見込めず、新たな担い手の育成ができなくなり、ますます高齢化が進み、農地の荒廃が加速され、今まで築いてきたゆずの「北川ブランド」が、低下していく。

2 整備手法の選択理由

①これまでの営農方法

1. 防除では、動噴のホース延長による噴霧をしている。
2. 運搬車が入らない状況のため、人力による運搬が必要となる。
3. 条件の悪い農地については、放棄されている。

②ニーズへの適合性

1. 各ほ場内に自走式機器の進入が可能となるため、作業軽減につながる。
2. 遊休農地に農地中間管理権の設定を行うことで、担い手への農地貸借が容易となる。
3. 安定した生産が可能となり、需要への対応もできる。

③他に考えられる整備手法より、この手法が優れていると考えている理由

中山間地域の狭小な農地のため、まとまった農地の整備には、基盤整備が最も有効である

3 事業の全体コストの把握

①総投資額（ランニングコストを含む）に対する費用対効果

総便益 (B)	総費用 (C)	投資効率 (B/C)			
277,058 千円	219,107 千円	1.26	=	≥	1.00

②事業主体の負担額及び対象者（受益者）の負担額の妥当性

	負担率	負担金額（千円）
国	62.5	136,942
県	27.5	60,254
村	10.0	21,911
合計	100.0	219,107

○北川村の負担について

北川村の負担について、必要な投資として了解を得ている。

○受益者負担について

本事業は地元負担を求めずに実施できる事業のため、受益者負担はない。

4 目標水準

目 標	1. 基盤整備を実施することで、担い手への集団化率を80%以上とする 2. 事業完了後10年以内に、販売額20%以上増とする
-----	---

(1) 担い手への集団化

- ・ 村（農地円滑化団体）が一時保有した農地を、基盤整備後に担い手となる新規就農者に配分することで集積を図る
- ・ 既存の農地を持った兼業農家は、村が一時保有した農地の配分を受けることで、専門化が可能となり、担い手集積が推進される

(2) 販売額の向上

- ・ 基盤整備後、速やかにゆずの新植を進め、産地の若返り生産量品質ともに向上させる
また、青果ゆず出荷農家の育成を進めることで、販売額の増を目指す。

現 状	1. 担い手の営農率は12% 2. 現況の販売額 6.4ha × 30万円/0.1ha = 1,920万円
-----	--

5 その他（事業を推進するために必要な法令上の許認可手続き（地元の同意状況を含む）や課題等）

- ・ 平成30年度新規事業のため、要綱・要領等の基準が出来上がっていない
- ・ 河川協議及び埋蔵文化財については、該当なし